

定 款

昭和25年 4月 1日 制定
昭和25年12月16日 改正
昭和26年11月30日 改正
昭和30年11月30日 改正
昭和32年 5月28日 改正
昭和36年 5月30日 改正
昭和36年11月28日 改正
昭和37年 2月15日 改正
昭和37年 3月20日 改正
昭和38年 5月29日 改正
昭和38年11月30日 改正
昭和42年 5月30日 改正
昭和48年 5月30日 改正
昭和50年 5月30日 改正
昭和56年 6月29日 改正
昭和57年 6月29日 改正
昭和63年 6月29日 改正
平成 3年 6月27日 改正
平成 6年 6月29日 改正
平成14年 6月27日 改正
平成15年 6月27日 改正
平成16年 6月29日 改正
平成17年 6月29日 改正
平成18年 6月29日 改正
平成19年 6月28日 改正
平成21年 6月26日 改正
平成22年10月 1日 改正
平成27年 6月25日 改正
平成29年10月 1日 改正
令和 4年 6月28日 改正

NSユニテッド海運株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 本会社はNS ユナイテッド海運株式会社と称する。

2. 前項の商号は英文ではNS United Kaiun Kaisha, Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 海上運送事業
- (2) 陸上運送事業
- (3) 海上、陸上、航空貨物運送の取扱業及びこれらの代理業
- (4) 船舶の売買
- (5) 輸送用荷役機器、資材の製造、売買、賃貸借及び管理
- (6) 船舶に関する修理及び管理
- (7) 不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介
- (8) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (9) 労働者派遣事業
- (10) 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務
- (11) 前各号に附帯し又は関連する事業

(本店の所在地)

第3条 本会社は本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 本会社は、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告は電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、6千万株とする。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第8条 本会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
2. 本会社の単元未満株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。

(株式取扱規程)

第9条 本会社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 本会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱い場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。

(定時総会の基準日)

第12条 本会社は毎事業年度末日現在の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その年度の定時株主総会において、株主の権利を行使することのできる株主とする。

2. 前項の外必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日現在の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その

権利を行使することのできる株主又は登録株式質権者とする。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会の議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 本会社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議により取締役会長及び取締役社長各 1 名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会規程)

第 23 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の少なくとも 2 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

2. 本会社は、議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の責任免除・責任限定契約)

第 26 条 本会社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を免除することができる。

2. 本会社は、法令の定めるところに従い、非業務執行取締役との間で、当該非業務執行取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。

(相談役・顧問)

第 27 条 取締役会の決議により相談役及び顧問各若干名を置くことができる。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 29 条 本会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 30 条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会規程)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除・責任限定契約)

第 37 条 本会社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役の損害賠償責任を免除することができる。

2. 本会社は、法令の定めるところに従い、監査役との間で、当該監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て取締役会決議をもって定める。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 本会社は、剰余金の配当、自己株式の取得に関する事項等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当等)

第43条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。

2. 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
3. 本会社は、前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 配当金が、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。

2. 配当金には利息をつけない。

(附則)

1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後の定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。